

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―一〇―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字袋田千二百十八番一、千二百二十三番一、千二百二十三番

二、千三百二十八番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百八十二立方メートル